

## 第6章 方法書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項の規定に基づく、環境の保全の見地からの愛知県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表6-1に示すとおりである。

表6-1 (1) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
<b>1. 全般的事項</b>	
(1) 事業計画の具体化に当たっては、環境に十分配慮するとともに、適切に調査を実施し、確実性の高い予測及び評価を実施すること。	<p>事業計画の具体化にあたっては、文教・公共施設や既存集落等の環境の保全に配慮が必要な施設との離隔に十分配慮するとともに、重要な動植物等の生息・生育地の改変を極力回避・低減できるように配慮しています。</p> <p>また、事業特性及び地域特性を踏まえ、可能な限り適切に調査を実施し、確実性の高い予測及び評価を実施しました。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章環境影響評価の結果」に記載]</p>
(2) 今後選定される具体的なルートや道路構造については、環境保全上の観点を含め、選定理由をわかりやすく示すこと。	<p>対象道路のルートについては、以下の点に配慮して選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿線住民等に対する、大気質、騒音、振動等の影響の更なる低減のため、文教・公共施設や既存集落等の環境の保全に配慮が必要な施設との離隔に十分配慮しました。</li> <li>生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全の観点から、重要な動植物種等の生息・生育地の改変を極力回避・低減できるよう配慮しました。</li> <li>人と自然との豊かな触れ合いの確保の観点から、野外レクリエーション地、歴史的町並みや祭祀等の場など多様な触れ合い活動の場の確保に配慮するとともに、主要な眺望景観や里山等の身近な景観を損なわないよう配慮しました。</li> </ul> <p>また、対象道路の構造については、以下の点に配慮して選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PIで選定された概略計画を踏まえ、北部区間は現道の拡幅、南部区間は主に盛土構造で、道路や河川と交差する箇所は橋梁・高架構造で整備することを基本としました。</li> <li>その上で、やむを得ず既存集落等を通過する区間については、地域分断の回避や通学等日常生活の安全性・利便性に配慮し、横断路や見通し等が確保される橋梁・高架構造又は函渠構造としました。</li> </ul> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」に記載]</p>

表6-1 (2) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
(3) 調査地点及び予測地点については、道路構造、住居の立地状況等を踏まえ適切に設定するとともに、設定理由をわかりやすく示すこと。	調査地点及び予測地点については、対象道路の構造、周辺地域の地形、保全対象の立地状況、市境や地域のまとまり等を踏まえ適切に設定しました。 設定理由は、準備書第8章の各節に記載しました。〔「第8章環境影響評価の結果」に記載〕
(4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。	方法書の作成後、主に以下の点など、必要な見直しを行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質について、南部区間において予測に有用な既存の気象データが存在しないことから、気象の現地調査期間を1年間に変更しました。</li> <li>・騒音について、保全対象の立地状況等を踏まえ、地上高さ1.2mに加え、4.2mにおける調査及び予測を行いました。</li> <li>・低周波音について、方法書への意見を踏まえ、低周波音の状況について現地調査を行いました。また、保全対象の立地状況を踏まえ、調査地域を2箇所追加しました。</li> <li>・水質について、休憩所は設置しない計画としたことから、休憩所の供用に係る水質は環境影響評価の項目として選定しないこととしました。</li> <li>・動物について、生息情報を踏まえ、調査方法に哺乳類の夜間無人撮影及びコウモリ類調査、鳥類の直接観察法を追加しました。</li> </ul> 〔「第7章第3節調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由」及び「第8章環境影響評価の結果」に記載〕
<b>2. 大気質、騒音、振動</b>	
(1) 交通量、騒音及び振動等の状況を十分踏まえ、環境に影響の少ない工事車両のルート設定に努めること。	詳細な工事計画については、事業実施段階で確定するのですが、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音及び振動の予測にあたっては、都市計画原案レベルで作成可能な範囲内で工事計画及び工事用車両の運行ルートを立案しました。 工事用車両の運行ルートの立案に際しては、2車線以上を有する主要な道路を利用するなど、できる限り環境に影響の少ないルート設定に努めました。 事業実施段階においては、工事受注者に対し、できる限り環境に影響の少ないルート設定に努めるとともに、工事用車両の集中を避ける運行計画とするよう指導します。 〔「第3章第3節3.12環境への配慮事項」に記載〕

表6-1 (3) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
(2) 事業実施区域及び周辺地域には、住宅地、学校、福祉施設等が存在していることから、低公害型の建設機械の積極的な導入等により、環境負荷の低減を図ること。	<p>事業実施区域及び周辺地域には、住宅地や学校、病院、福祉施設等が存在していることを踏まえ、事業実施段階において、低公害型の建設機械や工法を積極的に導入するなど、排出ガスの発生や騒音・振動等の低減に努めます。</p> <p>また、作業者に対し、建設機械の集中稼働や不要なエンジン稼働を避ける等の作業方法の指導や、工事用車両についてアイドリングストップの励行や法定速度の遵守、規定積載量の遵守、整備・点検の実施等の運行方法に対する指導を行います。</p> <p>保全対象に近接する箇所においては、工事施工ヤードにおける散水や、必要に応じて工事用道路における工事用車両のタイヤ洗浄を行います。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」に記載]</p>
<b>3. 低周波音</b>	
事業計画の具体化に合わせ、住居系市街化区域等では将来の住居等の立地可能性も考慮し、適切な地点で調査、予測及び評価を行うこと。	<p>事業計画の具体化に合わせ、対象道路の構造、保全対象の立地状況及び将来の立地可能性、方法書への意見等を踏まえ、低周波音の状況について現地調査を行うとともに、調査地域を2箇所追加するなど、適切な地点で調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>[「第8章第4節低周波音」に記載]</p>
<b>4. 水質</b>	
(1) 事業実施区域及び周辺地域には、河川、ため池等が存在することから、工事に伴い発生する濁水の流出防止に十分配慮すること。	<p>事業実施区域及び周辺地域には、河川やため池等が存在することを踏まえ、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による地形の改変を極力小さくするよう努めます。また、裸地等は転圧やビニールシートによる被覆等を行うとともに、必要に応じて沈砂地等を設け、工事に伴って発生する濁水の流出防止に十分配慮します。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第5節水質」に記載]</p>
(2) 休憩所を設置し、施設からの排水を公共用水域へ排出する場合は、水質への影響を低減するため、十分な配慮を行うとともに、適切な地点で調査、予測及び評価を行うこと。	<p>本事業において、休憩所は設置しない計画としたことから、休憩所の供用に係る水質は環境影響評価の項目として選定しないこととしました。</p> <p>[「第3章第3節3.10都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置」及び「第7章第3節調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由」に記載]</p>
<b>5. 土壌</b>	
一部区間で盛土工事が想定されていることから、汚染された土壌等が混入しないよう十分な配慮を行うこと。	<p>一部区間ににおいて盛土構造を計画していることから、盛土等の施工にあたっては、汚染された土壌等が混入しないよう、十分に配慮します。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」に記載]</p>

表6-1 (4) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
<b>6. 動物、植物、生態系</b>	
(1) 現地調査で希少な猛禽類の営巣等が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切に調査を実施すること。	現地調査において、希少な猛禽類の営巣等が確認されたことから、専門家の指導・助言を得ながら適切に調査を実施しました。 〔「第7章第1節専門家等による技術的助言」及び「第8章第9節動物」に記載〕
(2) この地域の生態系ネットワークに十分配慮し、必要に応じ、野生動物の移動経路を確保する等、適切な事業計画を検討すること。	対象道路の北部区間は拡幅事業であり、野生動物の既存の移動経路は確保されると考えられます。また、南部区間においては橋梁・高架構造を多く採用し、切土・盛土構造となる区間における農道や水路等の付け替えにあたっては、自然環境にも配慮し、できる限り動植物の生息・生育空間の確保や行動圏の分断の回避に努めます。 なお、樹林地の一部が延長数百mの切土・盛土構造となる区間においては、移動する際にロードキルが生じる可能性のある哺乳類が生息することから、侵入防止柵を設置し移動路となる横断構造物や橋梁桁下空間に誘導を図り、道路上への侵入に伴うロードキルの回避・低減を図ることとしました。 〔「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第9節動物」に記載〕
(3) 事業実施区域及び周辺地域には、水辺の動植物の生息生育の場であるため池が存在していることから、事業計画の具体化に当たっては、その保全に十分配慮すること。	事業実施区域及び周辺地域には、水辺の動植物の生息生育の場であるため池が存在していることを踏まえ、事業計画の具体化にあたっては、重要な動植物等の生息・生育地であるため池の改変を極力回避・低減できるようルートを選定しました。 また、現地調査の結果、やむを得ず対象道路が通過するため池において重要な動植物が確認されたことから、詳細設計にあたっては、橋脚設置位置について重要な動植物への影響を最小化するよう検討します。 また、事業実施段階においては、工事に伴って発生する濁水の流出防止に十分配慮します。 〔「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第9節動物」に記載〕
(4) 照明灯の設置により野生動植物への影響を生じさせないよう、自動車交通の安全性が確保できる範囲内で、機器の選定、設置方法等に十分配慮すること。	照明灯の設置により、走光性や背光性を持つ昆虫類への影響が生じる可能性があることから、重要な昆虫類及び注目される昆虫類の生息環境の近傍において道路照明が設置される場合には、ルーバー付き照明器具、照明光の波長、照明設置高さ等の配慮により、道路外への照明の漏洩や道路照明への誘引を極力抑えることとしました。これにより、他の動植物の人工的な照明による行動や生態に対する影響についても、低減を図ることができると考えます。 〔「第8章第9節動物」に記載〕

表6-1 (5) 愛知県知事意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
<b>7. 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況</b>	<p>事業実施区域には史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するため、事業計画の具体化に当たっては、その保存に十分配慮すること。</p> <p>事業実施区域には史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地が存在することを踏まえ、事業の具体化にあたっては、教育委員会等、関係機関と十分な協議を行い、適切な対応を図っていきます。</p> <p>[「第8章第14節地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況」に記載]</p>
<b>8. 廃棄物等</b>	<p>残土や廃棄物の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生量の抑制に努めること。</p> <p>建設発生土については、全てを本事業において再利用する計画としました。</p> <p>また、建設工事により発生する建設副産物の減量化と再資源化を図るとともに、リサイクル製品や材料を積極的に使用するなど、廃棄物の発生量の削減と有効活用に努め、環境への負荷の軽減に努めます。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」及び「第8章第15節廃棄物等」に記載]</p>
<b>9. 温室効果ガス</b>	<p>事業に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。</p> <p>道路事業においては、供用後の自動車走行のほか、工事中の建設機械の稼働等に伴って温室効果ガスが排出されており、これらの排出を抑制する取り組みが必要であると考えます。</p> <p>このため、事業に伴う温室効果ガス排出量をできる限り把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮します。</p> <p>事業実施段階においては、低炭素や低燃費に配慮した建設機械の導入、作業者に対する建設機械の不要なエンジン稼働の回避や工事用車両のアイドリングストップの励行等の指導を行い、温室効果ガス排出量の削減に努めます。さらに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達品目等の使用等に努めます。</p> <p>なお、二酸化炭素は、道路沿道だけでなく広域で評価すべき物質であることから、評価項目の対象としておりません。</p>
<b>10. その他</b>	<p>準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分検討し、わかりやすいものとなるよう配慮すること。</p> <p>方法書に対する住民等の意見を十分に検討し、環境影響評価を実施しました。</p> <p>準備書の作成にあたりましては、専門的な語句には注釈をつけるとともに、要約書のほかパンフレットを作成するなど、可能な限りわかりやすい記述に努めました。</p>